

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

会計責任者の指定及び事務の範囲を定める規則（抜粋）

（契約その他の収入又は支出の原因となる行為に関する責任者）

第3条 別表第1の職位の欄に掲げる者は、同表の所掌する事務の範囲の欄に掲げる事務（次項から第5項までに規定するものを除く。）を行う。

2 各会計事務単位の部長（決裁権限規程別表第1 職制に掲げる者のうち、所長又は部長の区分に該当する者をいう。以下同じ。）及び課長（決裁権限規程別表第1 職制に掲げる者のうち、課長の区分に該当する者をいう。以下同じ。）は、その所掌する事務に関し、決裁権限規程に定めるところにより、財務部長が指定する経費（前項に定める者が契約その他支出の原因となる行為（以下「支出負担行為」という。）を行うことが適当でないと認められる経費に限る。）の支出負担行為を行う。

（前渡資金に関する責任者）

第6条 別表第4の職位の欄に掲げる者は、同表の所掌する事務の範囲の欄に掲げる事務を行う。

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

会計責任者の指定及び事務の範囲を定める規則における

財務部長が定める経費等の指定について（抜粋）

2規則第3条第2項に定める経費は、次の各号に掲げる経費とする。

(1)次に掲げる料金等

へ官報掲載料

ト光熱水料のうち競争相手が存在しないもの（水道、電気（契約電力50kW未満）及び都市ガス（年間契約数量10万m³未満））

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構会計規程（抜粋）

（契約の方法）

第28条機構は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付する。ただし、予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 契約相手方に必要な資格及びその他契約手続きについて必要な事項は、別に定める。

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構契約事務規定（抜粋）

（随意契約への切替え）

第26条契約を担当する者は、競争に付しても入札者がいないとき、再度の入札に付しても落札者がいないとき及び落札者が契約を結ばないときは、随意契約によることがで

きる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(随意契約によることができる場合)

第32条会計規程第28条の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。
- (4) 機構の行為を秘密にする必要があるとき。
- (5) 契約の予定価格が少額であるとき。
- (6) 外国で契約をするとき。
- (7) 第26条に定めるとき。
- (8) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- (9) 国、地方公共団体その他の公法人与契約をするとき。
- (10) 物件の借入れ又は貸付けをするとき。
- (11) 土地又は建物の買入れをするとき。
- (12) 運送又は保管をさせるとき。

(13) 現に使用中の物件の部品又は材料を買い入れるとき及びそれらを修理させるとき。

(14) 現に履行中の契約に直接関連する契約をするとき。

2前項第5号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。ただし、特に合理的な理由なく契約の請求が分割されているもの等については、これらを一括するなどして一般競争に付することとしなければならない。

(1) 予定価格が400 万円を超えない工事又は物件の製造をさせるとき。

(2) 予定価格が300 万円を超えない財産を買い入れるとき。

(3) 予定賃借料の年額又は総額が150 万円を超えない物件を借り入れるとき。

(4) 予定価格が100 万円を超えない財産を売り払うとき。

(5) 予定賃貸料の年額又は総額が50 万円を超えない物件を貸し付けるとき。

(6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200 万円を超えないものをするとき。

3前二項に定めるもののうち、契約の相手方を一に特定して契約する競争性のない随意契約ができる要件は、別表「特命クライテリア」に定める。

別表 特命クライテリア

1 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
(1) 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの
①法令の規定により、契約の相手方が定められているもの
②条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が定められているもの
③閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
④国、地方公共団体等との取決めにより、契約の相手方が定められているもの
(2) 契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術を必要とするとき
①研究開発、実験等の成果の連続性、継続性の確保のために契約相手方が限定されるもの
②研究開発に係る設備機器の更新、改修、点検保守（維持管理）等であって、当該設備機器の特殊性や互換性の確保のために契約相手方が限定されるもの
③特定の販売業者以外では、販売することができない特殊な機材や資材の買い入れ又は借り入れを行うとき
④他の研究機関との共同研究等を行う場合、当該研究機関が使用する設備機器、材料等との互換性の確保のために契約相手方が限定されるもの
⑤特殊な機器の開発又は製作等であって、特殊な技術を要するため、契約相手方が限定されるもの
⑥電算システムのプログラムの改良又は保守であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有する者にしかできないと認められるものを当該者に行わせるとき
⑦特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合及びその他の実施者が契約相手方として限定されるもの
(3) 契約の目的物が代替性のない特定位置、構造又は性質のものであるとき
①当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）、購入契約又は利用契約
②核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開につながる可能性のあるものであり、契約の相手方を特定するもの

核物質防護に係る情報の拡散防止を目的とするものであり、契約の相手方を特定するもの 放射性物質の利用及び管理（核物質防護に係る情報の拡散防止を除く。）又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のためのものであり、契約の相手方を特定するもの
（４）契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないものであるとき
①官報に掲載するとき
②電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）
③郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの）
④契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない特定の土地、建物等又は美術品、工芸品等であるとき
⑤機構の業務に不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの
⑥原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が特定されるもの
（５）その他
①再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
②法令による価格の指定のある物品の買い入れ若しくは売却、法令による賃借料の指定のある物品の貸付け若しくは借り入れ又は法令による加工費の指定のある物品の加工
③高速増殖炉（ＦＢＲ）実証炉の基本設計開始までのＦＢＲ開発を実施できるよう、責任と権限及びエンジニアリング機能を集中する目的で選定された企業又当該企業が設立した企業との間で、当該目的のための契約を締結するとき
④高速増殖原型炉もんじゅの設備・機器に関して、点検・保守技術の集大成を行う目的で、点検・保守、故障・不具合履歴の情報等に係る十分な知見を有するとして、機構が選定した企業と、点検・保守契約を締結するとき
２ 緊急の必要により競争に付すことができないとき
①天災その他、不可抗力により生じる災害に対する未然防止のための緊急措置、被害の拡大防止措置又は復旧に必要な措置を行わせるものであり、契約の相手方を特定するもの

②プラントにおける不測の事故等による被害の拡大防止措置又は復旧に必要な措置を行わせるものであり、契約の相手方を特定するもの
③事故防止等のために緊急に講じる必要がある安全対策上必要な措置を行わせるものであり、契約の相手方を特定するもの
④施設の定期検査等において契約範囲外の不具合が発見された場合に、直ちに修復しなければ工程等に大きな影響を及ぼすものであり、契約の相手方を特定するもの
⑤機械設備に故障等の不具合が生じ、作業に着手しなければその原因及び改善方法が不明なものであり、契約の相手方を特定するもの
⑥契約相手先の倒産等により、未履行部分が発生し、当該未履行部分について直ちに着手し完成させなければならないものであり、契約の相手方を特定するもの
3 競争に付することが不利と認められるとき
①現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れ等に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること
②随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもつて契約をすることができる見込みがあり、契約の相手方を特定するもの
③買入れを必要とする物品が多量であつて、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあり、契約の相手方を特定するもの
④急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約をしなければならないこととなるおそれがあり、契約の相手方を特定するもの
⑤その他競争に付することが不利と認められるものであり、契約の相手方を特定するもの
4 機構の行為を秘密にする必要があるとき
秘密の保持が必要とされるものであり、契約の相手方を特定するもの。ただし、当該理由により随意契約を行うことができるのは、外交、防衛又は研究等の活動において、その行為を公にすることによって重大な支障が生じ、公の秩序又は公共の安全の維持が困難となる場合、当該研究開発における特許等の権利取得等に重大な影響を及ぼす場合に限られることに留意しなければならない。
5 予定価格が第32条第2項第1号から第6号までのそれぞれの金額を超えないもの。ただし、特に合理的な理由なく契約の請求が分割されているもの等については、これらを一括するなどして一般競争に付することとしなければならない。
6 外国で契約するとき
7 競争に付しても入札者がいないとき、再度の入札に付しても落札者がいないとき、又は

落札者が契約を結ばないとき。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

8 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき